

医政総発 0703 第 2 号  
令和元年 7 月 3 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長  
( 公 印 省 略 )

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の  
是正等に関する特別措置法の遵守依頼について

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）等において、消費税率が令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられることが規定されています。

また、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されています。

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の転嫁拒否行為等の是正に関する特別措置を講じており、別添の通り経済産業省、公正取引委員会から関係事業者に対し消費税転嫁に際し適切な措置を講じるよう要請する文書（別添1）や、消費税転嫁対策特別措置法を解説したガイドライン等（別添2～5）が発出されています。

貴職におかれましては、貴管下の関係機関等に対し、消費税転嫁対策特別措置法及び別添のガイドライン等が遵守されるよう適切な御指導をいただくとともに、要請文書等の周知に御協力いただきますようお願いいたします。